

国立大学が保有する「特別支援教育の専門性向上に資する資源」調査

新平鎮博・棟方哲弥・齊藤由美子・石坂務・神山努
(企画部)

要旨：特別支援教育を充実させるためには教職員の専門性向上が課題とされている。その課題克服に重要な役割を果たすと考えられるのが、教員養成及び現職教員の研修などを行っている国立大学である。そこで、「特別支援教育の専門性向上に資する資源」調査として、日本教育大学協会全国特別支援教育研究部門に加盟する52国立大学の機関及び所属する教員（以下、「大学教員」という。）個人を対象に、研修や研究に協力できる特別支援教育に関する専門性等の調査を実施した。大学は39大学（75%）、大学教員は169人（53%）の回答を得た。ほとんどの国立大学では、協定や組織としての協力など、教育委員会の研修等に既に協力をしていた。また、複数の大学間で協力しているのは32%であった。大学教員個人でみると、知的障害や発達障害等を専門にする大学教員が多く、他の障害を専門にする大学教員については都道府県レベルでみると必ずしも揃っていないことが明らかになった。また、学校種でみると、小・中学校に比べると高等学校を専門にしている大学教員は少なかった。各地域で、現在進められている大学と教育委員会の連携や大学間の連携の推進とともに、今後、全国の情報を提供できるシステムを検討することが必要であると考えられた。

見出し語：特別支援教育の推進、教員の専門性向上、国立大学が保有する人的資源

I. はじめに

中央教育審議会初等中等教育分科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日）の中で、「5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」が指摘されている。教職員の特別支援教育に関する専門性の向上には、特別支援教育を担う教員を養成している大学がある、特別支援教育に関する研修が実施可能な大学教員等の資源の活用が最も期待されると考えられる。そこで、国立特別支援教育総合研究所（企画部）で、国立大学が保有する「特別支援教育の専門性向上に資する資源」調査を計画し、平成25年度に実施した。本稿では、その集計結果について報告を行う。

II. 対象と方法

特別支援教育を担当する教員養成課程があり、日本教育大学協会全国特別支援教育研究部門に加盟する52国立大学を対象に、機関への調査と大学教員個

人への調査を依頼し、郵送による依頼と回収を行った。依頼は平成25年12月、回収期限は平成26年1月末とした。その後、期限を同年3月末に延長して再依頼を行い、調査票の回収を行った。

調査内容は、結果に示しているが、大学機関に対しては、特別支援教育科目的講習・研修等の実施の有無、教育委員会が主催する講習・研修等への協力の形態、講習・研修等に関して他大学との協力の有無などの調査項目である。

個々の大学教員に対しては、専門分野、教員対象の講習・研修や研究等で指導可能な領域（障害種と学校種）と教員対象の講習・研修や研究等で指導可能な内容、また、教育委員会への協力ができる範囲（エリアについては都道府県或いは全国とした）等の調査項目である。

III. 結果

1. 回収数（率）

今回の調査では、日本教育大学協会全国特別支援教育研究部門に加盟する52国立大学（大学院大学を

含む)に調査を依頼した。期日までに回答があったのは、39大学(75.0%, 1大学は機関の回答なし)であった。各大学教員を対象とした調査の回収数は、文部科学省及び教育委員会に情報提供をすることに同意が得られた169人(52.5%, 平成25年度の上記名簿記載322人中)であった。

2. 機関の調査結果

各大学が行っている、教員免許の認定講習、更新講習及びその他の研修の実施の有無については、図1に示した。以下、調査票の回収ができた38大学の頻度を示す。認定講習は31大学(81.6%), 更新講習は36大学(94.7%), その他の研修は31大学(81.6%)と多くの大学で実施されている結果であった。実施時期についても図1に示したが、夏季休暇に実施されている割合が高く、大学入試期間(前期・後期)を含む春季休暇中の実施は少なかった。認定講習は夏季休暇中に集中していたが、更新講習とその他の研修は、前期、後期(冬季休暇期間を含める)にも比較的実施されていた。

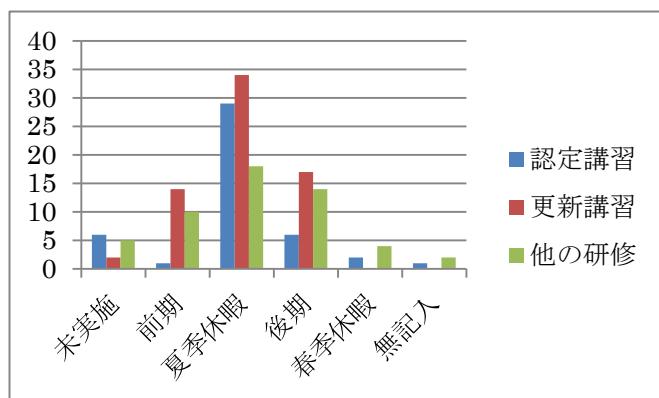


図1 大学における特別支援教育科目の講習・研修などの実施時期（グラフ中の数値は大学数）

教育委員会が主催する講習・研修に対する協力の有無について図2に示したが、無記入であった1大学を除く、全ての大学が協力していた。その協力の方法は、教育委員会との協定又は組織的な協力と回答があった大学は32大学(84.2%)であった。

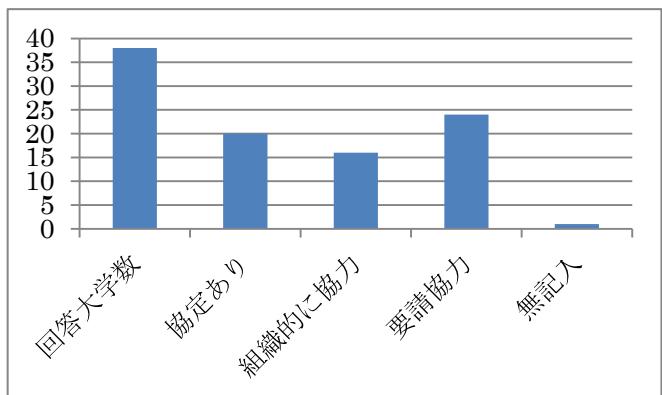


図2 教育委員会が主催する講習・研修などへの協力の形態について（複数回答、グラフ中の数値は大学数）

※下記はグラフの用語の説明である

協定あり：教育委員会と協定等を結んで協力をする。

組織的に協力：教育委員会が実施する研修に組織的な協力をする。

要請協力：教育委員会の要請により、教員が個々に協力をする。

また、大学間の協力については、図3に示したが、相互協力があるのは12大学(31.6%)であり、他の都道府県に所在する大学との協力やプロジェクトによる連携などが記載されていた。

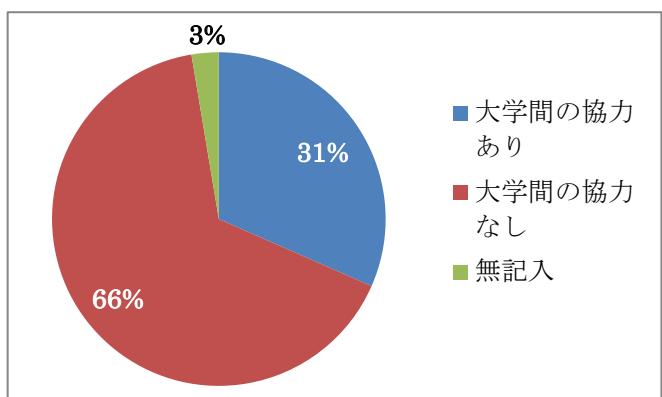


図3 大学間の協力について

3. 各大学教員の調査結果

各大学教員の調査結果について、図4～図6に示した。以下、調査に協力のあった169人を母数とした相対頻度を示す。

各大学教員の専門領域については図4に示したが、知的障害を専門にする教員が最も多く(46.7%), 続いて発達障害関連であった。関連領域では心理系が

多くを占めていた。

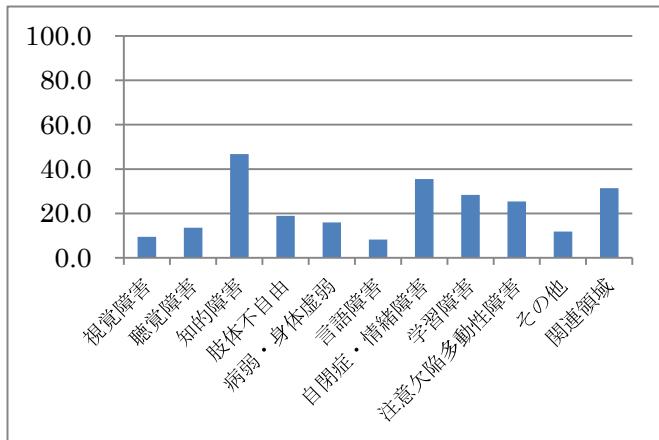


図4 各大学教員の専門分野（複数回答、相対比率%で示す）

次に、教員対象の講習・研修や研究など、指導可能な領域（障害種と学校種）について、図5a、図5bに示した。学校種では、特別支援学校（84.0%）が最も多く、特別支援学級（75.7%）、通級による指導（59.2%）、通常の学級（57.4%）、幼稚園（47.3%）、小学校・中学校（56.2%）であり、高等学校（34.3%）が最も少なかった。障害種は、専門領域とほぼ同じであるが、専門外でも対応可能な障害種が加算されている。

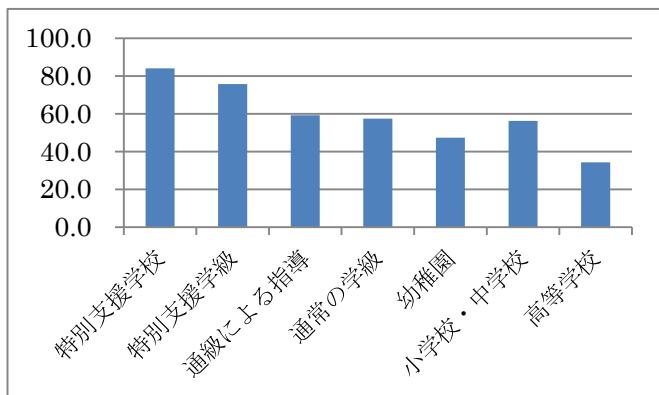


図5a 教員対象の講習・研修や研究などで指導可能な領域；学校種（複数回答、相対比率%で示す）

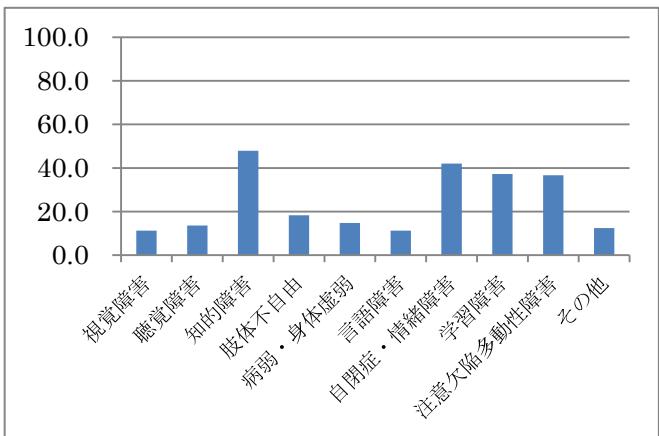


図5b 教員対象の講習・研修や研究などで指導可能な領域；障害種（複数回答、相対比率%で示す）

なお、教育職員免許法の中で特別支援教学校教諭免許状に関する免許法認定講習等の内容については、今回は詳細を分析しなかったが、教育委員会などに情報提供できるようにデータの整理は行った。

また、都道府県及び市町村教育委員会の要請による対応可能な地域について、図6に示したが、「大学のある都道府県以外への協力が可能」とする回答は、研究指導、研修ともに、いずれも70%以上であった。

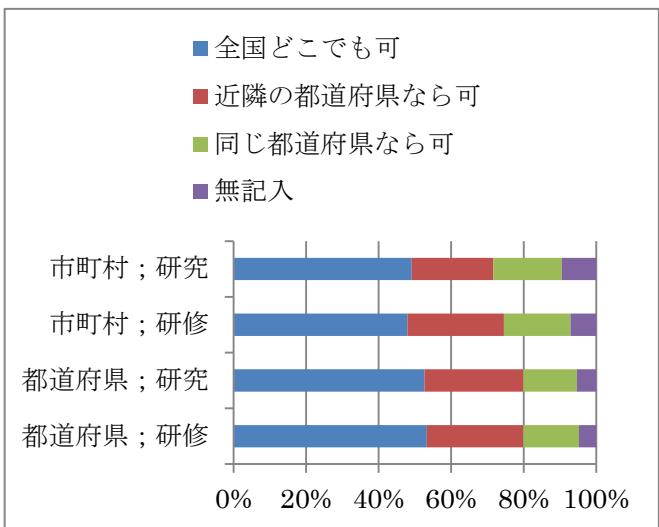


図6 教員対象の講習・研修や研究などで対応可能な地域について（複数回答、相対比率%で示す）

最後に、先に述べた研修や研究の指導可能な領域と内容を比較したものを図7a、図7bに示した。発達障害関連領域は、学校や学級による差は少ないが、小・中学校に比べると高等学校では少なかった。

知的障害は比較的高い頻度であるが、特別支援学校や特別支援学級に比べると通常の学級では少ない。また、図4で示した専門教員が少ない他の障害は、全体的に低い頻度であった。

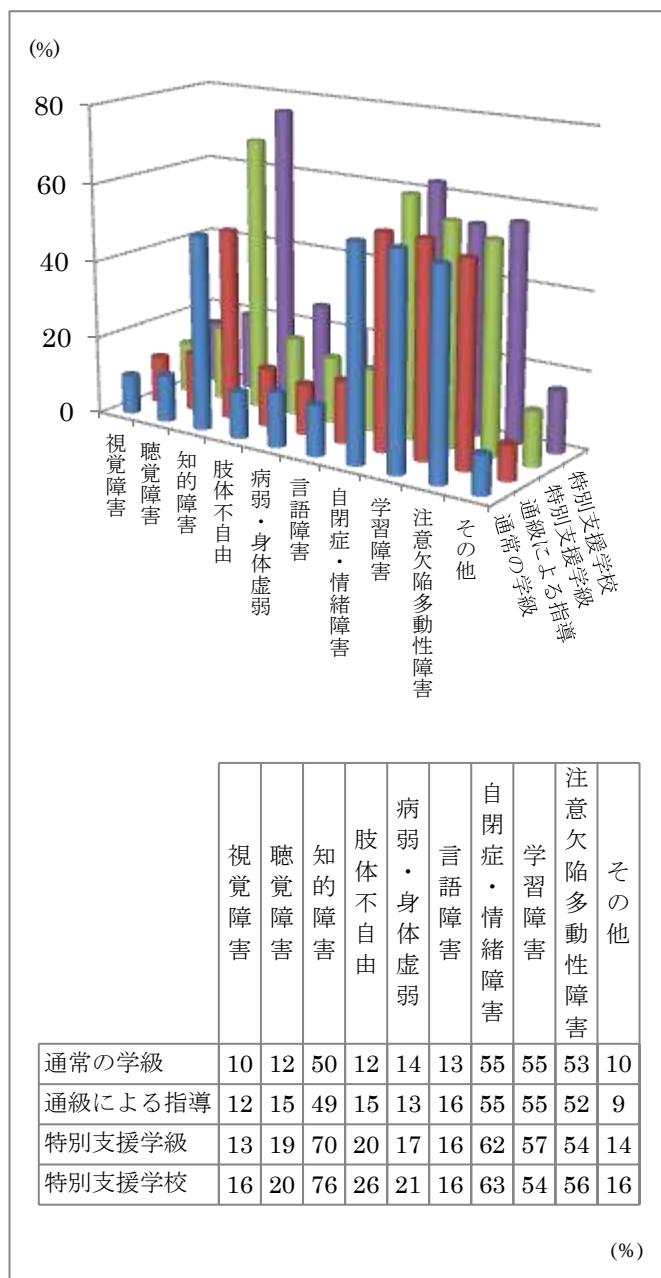


図7 a 教員対象の講習・研修や研究などで指導可能な領域（学校種と障害種の比較）

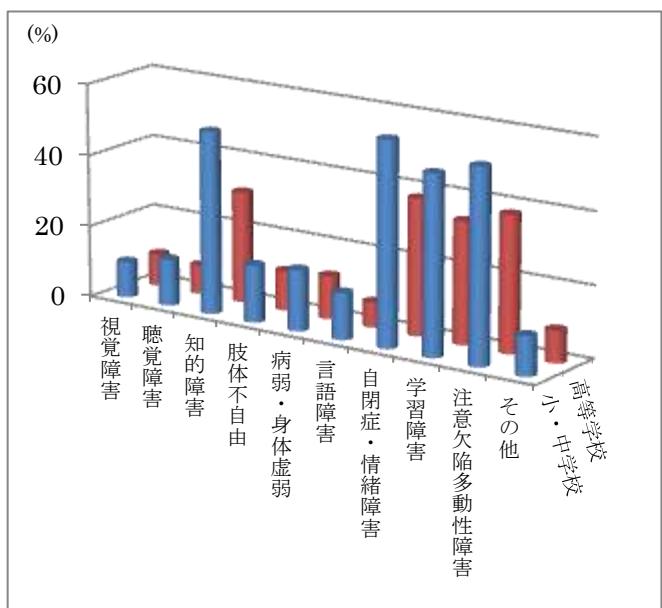


図7 b 教員対象の講習・研修や研究などで指導可能な領域（学校種と障害種の比較）

IV. まとめと課題

特別支援教育を推進するためには教員の専門性向上が必要であり、それを各教育委員会が実施する場合に、推進力の一つになるのが大学の協力であると考えられる。今回は、教育大学又は教育学部を有する国立大学を対象に調査を行ったが、回答のあった大学の結果からは、すでに多くの大学が教育委員会に協力していることが把握できた。また、今回の結果から障害種によっては専門家が少ない現状があり、国立大学は各都道府県に1校以上あるが、都道府県単位でみると、専門家がない場合も予想される。そのため、今後の教員の専門性向上を考えると、都道府県を超えた大きなネットワークによる大学の協力体制が必要であると推測できる。もちろん、私立大学などとの協力も必要であるが、大都市圏を抱える地域以外では都道府県内にある大学だけでは不足する。そこで、国立機関として何らかの協力関係が必要ではないかと考えられる。既に、いくつかの大学では、都道府県を超えた協力も行っていることが参考になる。また、都道府県を超えて協力できると回答した大学教員は7割以上であったので、その情報共有などが重要であろう。

今回、調査時期が大学の入試時期と重なったこと、

また、特に大規模な大学では調査の周知がされていないことなどがあり、今後、回収率を上げる工夫が必要であるが、分析という視点では、ほぼ傾向は把握できたといえる。

しかしながら、単に調査分析ではなく、情報提供を目的とすると、再調査などでは、さらに回収率を向上させるなどの工夫を行い、より精度の高い調査を行う必要があるといえる。その上で、我が国全体の特別支援教育の充実を図るために一つの方法として、教育行政機関（文部科学省及び教育委員会等）に情報提供することの有用性の検討なども必要である。

今後、再調査を検討しているが、情報提供を行う仕組みだけではなく、その運用面での課題の検討、あるいは、今回の結果が国の施策反映にどのように寄与できるのかという検討も必要であると考えられる。

少なくとも、このような調査を行った例はなく、本研究所の役割として重要であると考えている。

V. 謝辞

今回の調査で、協力いただいた国立大学及び国立大学で特別支援教育の教員養成と研究に従事する教員の方々に深く感謝をする。

引用・参考文献

中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_3/044/houkoku/1321667.htm （アクセス日，2014-12-14）

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）. 教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～.

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm （アクセス日，2014-12-14）